

平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号に  
より被害を受けた農業者の皆さんへ

**静岡県農林水産業災害対策資金のご案内**

次の要件に該当する方は県の利子補給金が受けられ、農林水産業災害対策資金について借入が可能になります。詳しくは、最寄りの農林事務所企画経営課や J A にお問い合わせください。

◆ 要件

対象者	今回の平成 30 年 9 月に発生した台風 24 号により被害を受けた農業者で、次のいずれかに該当する者 ・被災後 1 月間の農業総収入額が被災前 5 年間の各年の被災後 1 月間に相当する期間の合計（最大、最小の年を除く）平均額より <u>10%以上減少した者</u> ・被害額が <u>20 万円以上の者</u>
-----	--

◆ 資金の概要

資金用途	・農業経営安定のための運転資金 ・生活維持に必要な資金
融資利率	<u>1.50%</u> （平成 30 年 10 月 9 日現在） * 県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5 年以内（うち据置期間 1 年以内）
限度額	・運転資金            個人 1,000 万円    法人 2,000 万円 ・生活維持資金        個人 300 万円
融資機関	J A
申込期間	平成 30 年 10 月 9 日～平成 30 年 12 月 28 日

◆ 手続き（次の書類を J A に提出してください。）

借入申込書	融資機関所定様式
借入調書	県所定様式 * 借入額は過去 5 年間の収益（売上から経費を控除）の最大と最小の年を除く 3 年の平均から今年の年間収益見込を控除した額（限度額を上限）
被災証明書	県所定様式（原則として <u>市町長の被災証明</u> が必要です。） * 被害額は被害面積に単位当たり収入額を乗じて算出